

(写)

令和6年8月5日

長野労働局長
三浦 栄一郎 殿

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢



長野県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年7月3日付け長野労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり
の結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年
度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデー
タにより比較したところ、令和4年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額908
円）は令和4年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添え
る。

さらに、長野県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、別紙
3のとおり、政府に対して強く要望する。

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間998円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和6年10月1日

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 9 0 8 円
- (3) 発 効 日 令和 4 年10月 1 日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和 4 年度
- (3) 生活保護水準 (令和 4 年度)
生活扶助基準 (第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費) の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 (94,993円)

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の (2) に掲げる金額の 1 箇月換算額 (注) と上記 2 の (3) に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1 箇月換算額

$$908 \text{円} (\text{長野県最低賃金}) \times 173.8 (\text{一箇月平均法定労働時間数}) \\ \times 0.807 (\text{可処分所得の総所得に対する比率}) = 127,353 \text{円}$$

長野地方最低賃金審議会総意の政府に対する要望について

- 1 今年度の改正額は、特に中小企業・小規模事業者にとっては、原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、賃金支払能力の点で厳しいものであり、継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性が不可欠であるとともに、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強く要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に業務改善助成金については、原材料費等の高騰にも対応したものとするなど、より一層の実効性ある支援の拡大・拡充を強く要望する。
- 3 下請取引の適正化については、中小企業・小規模事業者が賃上げ原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。